

四條畷市財務会計システム更改・運用保守賃貸借業務質問回答書

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書（P2） 5. 提案システム 範囲（業務範囲） について	四條畷市様では現在源泉徴収票を管理するシステムを導入されている認識です。 機能要件書 予算執行 出納 管理・運用 No.2-1-11等の記載から今回の提案システム範囲に源泉徴収票を管理するシステムが含まれている理解でよろしいでしょうか。	調達するシステムにおける業務範囲としては、本人配布用の源泉徴収票並びに支払調書の作成の他、税務署提出用の個人番号を含む法定調書の作成についても範囲内としております。
2	仕様書（P2） 6. データ移行時期 及び稼働スケジュール について	令和6年4月から全システム稼働とありますので、令和5年度出納整理についても、新システムで運用するとの理解でよろしいでしょうか。	令和6年4月以降の稼働システムにつきましては、仕様書P2「6. データ移行時期及びスケジュール」に記載のとおり、令和6年4月からは新システム単独での稼働を原則としています。但し、令和5年度出納整理期間中等の令和5年度予算執行について、新旧システムの並行稼働が必要な場合は、運用に係る費用相当額を事業者側が負担することで可としています。
3	仕様書（P2） 7. データ移行範囲 について	(1)-(キ)公会計情報については、平成28年度以降の「財務書類（全体・連結含）データ」に加え、「付属明細表（全体・連結含）データ」も移行範囲との理解でよろしいでしょうか。	仕様書には令和元年度～令和5年度の全データ（最低5年度分）と記載しており、「財務書類（全体・連結含）データ」及び「付属明細表（全体・連結含）データ」含む全データの移行となります。
4	機能要件書 予算執行 出納 管理・運用No.2-1-11 について	源泉徴収票および支払額調書、税務署提出用法定調書の作成に際し個人番号又は法人番号のデータ管理が必要との理解でよろしいでしょうか。 また、個人番号を含むデータを管理する場合、LGWAN系ネットワークではなく個人番号（マイナンバー）利用事務系ネットワーク（インターネットを介さない強固なセキュリティを確保した閉域網）上にシステム構築する理解でよろしいでしょうか。	法定調書の作成に際し、個人番号及び法人番号のデータ管理が必要です。 また、個人番号は特定個人情報であり、機密性の高い情報であることから、一般的なインターネット環境とは分離された保安性の高い環境での構築を想定しています。

5	仕様書 4. 基本方針 (4) 自社パッケージシステム	<p>提案システムは、提案事業者が自らパッケージ開発したソフトウェアであり、打合せ・開発・納品作業及び稼働後の保守作業についても自社の正社員（プロジェクトマネージャ・プロジェクトリーダー・各サブシステムの打合せ担当 SE、保守担当 SE は正社員必須）にて対応するものとする。</p> <p>と記載されていますが、弊社は開発元ではありませんが、開発元からの支援を受け数十団体の導入実績があり、ほぼ開発元と同等の対応が可能ですが調達に参加させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>提案事業者がパッケージとして販売しているソフトウェアのうち、機能要件書別紙⑨非機能要求に記載のとおり、「製品の調達が他社開発の場合、不具合の修正について体制を維持すること」が可能であり、システムに何らかの障害発生時に提案事業者において直接問題解決が出来るものであれば、パッケージを構成する個別のシステムにおける開発元は問わないものとします。</p>
6	仕様書 7. データ移行範囲 (1) 財務会計システム	<p>現システムのデータは、本市より CSV 形式で提供する。実施事業者は、提供されたデータを全て新システムへ移行すること。</p> <p>と記載されていますが、全てのデータ移行を行うには、各ベンダーでデータの管理方法等が異なるため移行後に職員様のチェック作業等が必要になりかなりの負担が生じてしまいます。また、移行するためかなりの工数が必要になり安価な提案が難しい状況です。そこで、新システムへの移行は必要最小限とし、以外のデータについては新システムに取り込まず、旧システムデータ参照用としてAccess等にデータを取り込み職員様が参照できる仕組みでのご提案をさせて頂きたいと考えていますが可能でしょうか。</p>	<p>原則的には仕様書 P 3 「7. データ移行範囲」に記載した通り、各システムごとに範囲内のデータについて全データ移行を前提としています。公示した内容から変更の予定はなく、当該ご提案内容に関しましては容認いたしかねます。</p>
7	仕様書 10. 開発環境 (3) データ移行	<p>開発会社環境における生データを利用した試験は禁止するものとし、生データを利用する際は本市環境においてのみ可能とする。</p> <p>と記載されていますが、個人情報を含まないデータの場合は社内開発環境で作業させて頂けないでしょうか。</p>	<p>個人情報の他にも、業者や契約金額等を特定できる機密情報も多く含まれるため、原則として生データの提供を行う予定はありません。</p> <p>但し、受託事業者と本市の間で協議の上で、システム移行に際し他に有効な方法がなく、必要性が認められた場合に限り、本市環境において受託事業者が個人を特定できないように加工したデータのうち、本市の承認を得たものについては例外的に可とします。</p>

8	仕様書 11. クラウド要件 (1) 電子決裁	電子決裁について記載されていますが、 現在文書管理を導入していると思いますが、既存文 書管理システムとの連携ではなく、財務単独での電 子決裁連携のご提案をさせて頂いても問題ありませ んでしょうか。	問題ありません。
9	機能要件書 予算執行2-2	弊社のパッケージでは納付書とは別紙にインボイス を発行することを想定していますが、その形でもよ ろしいでしょうか？	納付書とインボイス様式が一体化したものが最良で すが、納付書作成と同時にインボイスが出力可能で あれば問題ありません。 また、納付書とは別でシステム上からインボイス対 象を検索し、出力する場合についても提案としては 可とします。
10	仕様書 7. データ移行範 囲	製品パッケージによりデータベースの構造が異なる ため、すべてのデータを移行することは難しいと考 えます。移行対象は下記とし、詳細は協議させてい ただく形で認めていただけますでしょうか (1) 財務会計システム (ア) 債権者情報 (イ) 予算情報 (前年分) (オ) 起債情報 (2) 契約管理・業者管理システム (ア) 契約情報 (イ) 業者情報 (3) 固定資産台帳システム (ア) 固定資産台帳情報 (イ) 備品台帳情報 (4) その他マスターデータ	No. 6 の回答と同様です。
11	仕様書 6. データ移行時 期及び稼働スケ ジュール	令和4年度の決算処理、決算統計、財務書類の出力は 既設システムで処理いただく認識でよろしいでしょ うか？	令和4年度につきましては、既存のシステムにて対 応を予定しております。 また、令和5年度につきましては、No. 2 の回答と同 様です。